

# 『東北地方太平洋沖地震』の被害に対する宇陀市の対応状況【第24報】

平成23年4月26日現在

## ◆目次

- ・市の対応状況について P 1～
- ・物的支援に関して P 9～
- ・人的支援に関して P 14～
- ・その他の支援に関して P 17～
- ・原発事故にかかる放射線量に関して P 20～

## 【市の対応状況について】

3月11日 地震発生直後から、危機管理課において地震に対する情報収集を開始

3月12日 危機管理課において地震及び大津波等に関する情報収集を継続

宇陀シティマラソン実行委員会が「宇陀シティマラソン」の開催中止を決定

3月13日 危機管理課において、地震及び大津波等に関する情報収集を継続するとともに、災害備蓄品の提供に備えて、宇陀市災害備蓄品の在庫チェック並びに提供可能数量の検討及びその決定

3月14日 『東北地方太平洋沖地震』被害に対する支援対策に関する緊急部長会議を開催し、宇陀市の被災地域に対する支援について下記の方針を決定

- ⇒ 市民からの救援物資については「登録方式」とする。
- ⇒ 人的支援要請については、可能な限りその要請に応じるものとする。
- ⇒ 義援金は健康福祉部で取り扱い、フレキシブルに対応できるよう検討すること。
- ⇒ 市営住宅への被災者受入を検討すること。
- ⇒ 内閣の国民に対する節電呼びかけへの対応として、庁舎エレベーター2基のうち1基を停止させる。その他、節電に努める。

CATV「うだちゃん11」に市長コメントとして「お見舞い」を掲載すると共に義援金、救援物資、災害ボランティアなどについて広報を開始

義援金箱を本庁玄関ホールに設置（所管課は健康福祉部）

3月15日 緊急部長会議の方針決定を受けて、健康福祉部（所管は厚生保護課と決定）にて義援金の受付を開始

- ⇒ 義援金箱設置箇所：本庁、各地域事務所、市立病院、さんとぴあ榛原、中央公民館、図書館、美榛苑、あきのの湯
- ⇒ 今後の設置予定箇所：総合体育館、温水プール、文化会館、総合センター 等

厚生保護課から義援金額の報告（本庁分のみ14～15日）

⇒ 53,253円（個人：30,000円、義援金箱：23,253円）

3月16日 県からの救援物資（市の災害備蓄品）第1回提供要請に基づき、災害用備蓄毛布700枚とオムツ991枚（子供用735枚・大人用256枚）を県指定の集積場所（旧耳成

高校)へ、本日午後に搬送 ⇒ 危機管理課

※オムツについては、当初は提供を予定していませんでしたが、大宇陀区に在庫があることが15日に判明したため、全数を提供することとしました。

救援物資については、県防災統括室の指示により旧耳成高校体育館への搬入は延期。追加支援の要請があった物品を含めて、直ちに搬出できるよう準備。

⇒ 追加支援要請物品：非常食及び長期保存水

宇陀市ホームページへ、宇陀市が行なっている『東北地方太平洋沖地震』災害支援に関する対応状況を掲載

宇陀市が『東北地方太平洋沖地震』災害義援金の専用口座を開設。義援金の入金方法等についての詳細は、宇陀市ホームページに掲載予定。(所管：秘書広報情報課)

⇒ 『東北地方太平洋沖地震』災害義援金専用口座  
南都銀行榛原支店 普通 2046739  
名義：東北地方太平洋沖地震災害義援金口座  
代表者 宇陀市会計管理者 栗野 肇

災害ボランティアの募集等について、市社会福祉協議会の石本局長と協議

⇒ 現在のところ、全国社会福祉協議会で受け入れ態勢をどうするかについて検討を行なっている。方針が決まれば、県社会福祉協議会を通じて情報が流れてくるはずなので、そのときには報告する。  
災害ボランティアの登録や派遣に関しては、市社会福祉協議会で対応することを確認。

宇陀市立病院から連絡。社団法人 奈良県病院協会からの支援要請に基づき、医師(整形外科医)1名・看護師3名・事務1名の派遣決定。但し、派遣先や期間など詳細は未定。

3月17日 県の奈良県東北地方太平洋沖地震支援連絡会事務局に指示により、下記物品を宇陀市からの第1回目の救援物資として旧耳成高校体育館へトラック4台、職員9名(延べ数)で搬送。

⇒ 搬送救援物資

- ・非常食(アルファ米) 4,500食分
- ・非常用毛布 700枚
- ・保存水：2リットルボトル270本  
500mlボトル1,600本
- ・マラソン実行委員会から提供のあったスポーツドリンク  
アクエリアス250ml缶 30本入×57ケース
- ・おむつ25袋

うだちゃん11で動画により、東北地方太平洋沖地震の被害救援に対する宇陀市の動きの放映開始を決定。

3月18日 市長指示。人的派遣で派遣された職員は、下記のことについて市長に報告すること。

⇒ 報告内容：①被災地の現状について  
②被災地での活動内容について  
③被災地の現場と活動をとおして、宇陀市での災害にどのように対応すべきかの自分なりの分析・提案  
④写真(活動の合間に、できる範囲で)

教育委員会からの提案により、室生区旧西谷小学校に被災者を収容できないか検討を開始。→ 危機管理課・営繕課で現地確認済み（所管：教育委員会教育総務課）

県防災統括室において、県内各市町村防災担当課長会議開催。（危機管理課長及び主幹出席）

宇陀市ホームページの「市長へのメール」に市民から東北関東大震災被災者の受け入れについてのメール到着。別途回答の予定。（所管：危機管理課・秘書広報情報課）

各市町村防災担当課長会議で公表した、県の支援物資の受付方針に基づき、危機管理課において市民からの救援物資の受付方法について検討を開始。

3月21日 宇陀市民から、東北地方太平洋沖地震被災者並びに被災した東京電力福島第1原子力発電所の放射能被害に怯える方々の受け入れに最善を尽くすようと言う要望のメール到着。（所管：秘書広報情報課・危機管理課）

3月22日 厚生保護課からの義援金報告（3月18日まで分）  
⇒ 1,600,057円（個人：1,357,872円、義援金箱：242,185円）

宇陀広域消防組合へ貸与した衛星携帯電話（3台）、奈良県緊急消防援助隊の活動終了により返却受領。

市民から、被災地から市営住宅へ入居した被災者の物資を含めたアフターケア及び支援についての申し出を受理。（所管：危機管理課）

3月24日 宇陀市社会福祉協議会から電話により事務連絡。  
⇒ 県社協（奈良県社会福祉協議会）の会議では、まだ被災地のボランティア受け入れ体制ができていないため、体制完了を待つこととする。  
⇒ 災害ボランティアの件については、社会福祉協議会で担っていただくことを確認

危機管理課が入手した、受け入れた避難者に対するボランティア登録についての情報を社会福祉協議会へ転送。

市内住民から、応急仮設住宅の建設用地に私有地（約1,000坪）を提供しても良いとの申し出があった。（所管：危機管理課）

県は支援物資の受入について、宇陀市の問い合わせに対して、被災地の要望する物品を優先的に受け付け、要望が無い物品については受け付けない場合があると回答。宇陀市としては、市民からの支援物品の受付について、支援物品を県の輸送ラインに乗せる場合は対応の変更が必要となったため、再検討を迫られることとなりました。（所管：危機管理課）

3月25日 県まちづくり推進局住宅課からの調査に応じ、宇陀市内における応急仮設住宅用地の確保について、応急仮設住宅の建設が可能な、市が保有する施設として下記施設を回答しました。（所管：危機管理課）  
⇒ 大宇陀運動場・菟田野運動場・総合運動場・榛原運動場・室生運動場  
※施設管理所管課とは協議のうえ提出

市民から、東北地方太平洋沖地震の被災者に対して、1戸建て空き家貸与可能の申し出を受理。後日、住宅を担当する県住宅課へ通知予定。（所管：危機管理課）

第2回宇陀市災害支援対策本部会議を開催。（3月14日に開催した、『東北地方太平洋沖地震』被害に対する支援対策に関する緊急部長会議を第1回会議とした。）

- ⇒ 支援分野とそれを担当する市の部局を再確認しました。
- ⇒ 市民からの支援物資について、早ければ4月1日頃から募集を開始することを確認しました。その周知については、ホームページとうだチャン11で周知します。

職員に対して、自主的に被災地に赴いてボランティア活動を行なう（派遣命令を除く）場合の「ボランティア休暇」の取得について人事課が周知。

3月28日 応急仮設住宅建設用地として、宇陀市菟田野区の（仮称）菟田野区東部市民広場が使用可能と市教育委員会教育総務課から危機管理課へ報告。

市民から、被災者が宇陀市へ避難した場合、人と人・心と心のソフト面が大切と思う。宇陀市民として何か役に立てればと思うので情報発信をお願いしたい。熱しやすく冷めやすい援助ではなく、細く長い地道な活動をお願いするとしたメール着信。別途回答予定。（所管：秘書広報情報課・危機管理課）

市民からの救援物資を募集するため、県支援連絡会事務局に対して、現在、被災地が要望している救援物資について照会をしています。回答があり次第、市民の皆さんからの救援物資の募集を行う予定です。

3月29日 県支援連絡会議から、県及び県内市町村の支援状況についての文書到着（着信は28日）。この文書を宇陀市災害支援対策本部会議構成職員に、情報提供としてメール転送。（所管：危機管理課）

宇陀市から保健師2名を被災地に派遣することが決まりました。期間は4月1日から5泊6日の予定。今後も交代で派遣が継続されます。

3月30日 宇陀市災害支援対策本部事務局から、宇陀市の所有する施設への被災者の受入れについて具体的に検討するよう指示が出されました。

災害支援対策本部事務局の指示を受けて、旧西谷小学校を所管する教育委員会教育総務課、並びに職員研修所を所管する人事課から受入れについて可能との回答がありました。危機管理課ではその回答を受けて、直ちに県住宅課に概要を電話で報告するとともに、詳細については別途送付することで住宅課と合意がなされました。また、市民から申し出のあった住宅貸与、間貸し、応急仮設住宅建設場所の提供についても住宅課へ報告する予定です。

4月1日から、市民の皆さんからの救援物資の受け付けが、次の要領で始まります。

- ⇒ 受付品目：すぐに食べられる日保ちする食品（即席めん・缶詰・レトルト食品）  
紙おむつ（幼児用・高齢者用）  
使い捨て容器（紙コップ・紙皿・スプーン）
  - ※使用期限が3ヶ月以上、未開封のものに限る
  - ※ケース単位で梱包のうえ、品目など記載ください。
  - ※郵便による提供はご遠慮ください。
- ⇒ 救援物資の受付期間：4月1日（金）から4月15日（金）  
午前9時から午後4時まで
- ⇒ 受付場所：市役所1階の福祉課・長寿介護課  
大宇陀・菟田野・室生地域事務所

- ⇒ 土・日は市役所北側の宿直室でのみの受付になります。
- ⇒ ご提供いただいた物資は、奈良県などを通じて被災地へ届けられます。
- ⇒ 物資に関するお問い合わせは、危機管理課（８２－１３０４）へ

第２回宇陀市災害支援対策本部会議の決定をうけて、市の応急仮設住宅の建設候補地の洗い出しが終わり、管財課から一覧表の提出が災害支援対策本部事務局にありました。

- 3月31日 4月1日から宮城県気仙沼市の市立面瀬(おもせ)中学校へ派遣される保健師二人（的場保健師・井川保健師）の激励が市長室で行なわれました。  
二人は伊丹から空路でいわて花巻空港に入り、4月1日から6日まで避難所で、避難者の健康相談や健康チェック、避難所の衛生対策、配置されている常備薬の必要者への配布などの活動をおこないます。

宇陀シティマラソン実行委員会は、マラソン参加申込者から預かった申込金について、「中止となったが準備段階で多額の費用が必要となっており、返金できない状況にある。必要経費を精算後、余剰金については東北地方太平洋沖地震の被災地に対する義援金とする」旨のお詫びと理解を求める文書を発出。また、協賛者宛にも「必要経費を差し引いた残りを、同義援金に充てさせていただくことに理解をいただきたい」旨の文書発出。

- 4月 1日 本日から、本庁と大宇陀・菟田野・室生の地域事務所において、市民の皆さんからの救援物資の受付を開始しました。受付品目に関する注意を十分ご理解のうえ、ご協力をお願いします。（所管：福祉課・長寿介護課・危機管理課）
- ⇒ 受付品目：すぐに食べられる日保ちする食品（即席めん・缶詰・レトルト食品）  
紙おむつ（幼児用・高齢者用）  
使い捨て容器（紙コップ・紙皿・スプーン）  
※使用期限が3ヶ月以上、未開封のものに限る  
※ケース単位で梱包のうえ、品目など記載ください。  
※郵便による提供はご遠慮ください。
  - ⇒ 救援物資の受付期間：4月1日（金）から4月15日（金）  
午前9時から午後4時まで
  - ⇒ 受付場所：市役所1階の福祉課・長寿介護課  
大宇陀・菟田野・室生地域事務所
  - ⇒ 土・日は市役所北側の宿直室でのみの受付になります。
  - ⇒ ご提供いただいた物資は、奈良県などを通じて被災地へ届けられます。
  - ⇒ 物資に関するお問い合わせは、危機管理課（８２－１３０４）へ

本日早朝、市の保健師2名が被災した宮城県気仙沼市にむけて出発しました。

市内の桜祭りに関して、それぞれの実行委員会や観光協会から中止または自粛が発表されています。

- ⇒ 桜街道「水分」桜祭り：中止
- ⇒ 「うたの夢街道2011」：中止
- ⇒ 又兵衛桜まつり：ライトアップのみ中止
- ⇒ 仏隆寺千年桜の花見会：ライトアップのみ中止

- 4月 6日 4月1日から、宮城県気仙沼市の避難所となっている市立面瀬中学校体育館に派遣されていた宇陀市の保健師2名（的場保健師・井川保健師）が、困難な業務を無事に終えて、本日夕刻に帰庁しました。2人の活動内容は、後日、市長に報告されます。（所管：健康増進課・危機管理課）

4月 7日 市立病院から報告。奈良県医療救護班として4月24日（日）から28日（木）の4泊5日間、医師ほかの派遣が決定しました。（所管：市立病院庶務課）  
⇒ 派遣先：宮城県気仙沼市 市立小原木（おはらぎ）中学校避難所  
⇒ 派遣人数：4名（ほかに県立医大医師1名と県職員2名）の予定

4月 8日 4月7日に文部科学省から奈良県教育委員会学校支援課を通じて、市教育委員会へ調査のあった被災者受入れ可能廃校施設一覧の提出について、宇陀市としては室生西谷の旧西谷小学校への受入れが可能として、市教育委員会教育総務課から文部科学省に回答しました。（所管：教育総務課）

宇陀市も一員となっている全国組織の『流域下水道移管対策協議会』に加入している福島県田村市から、「福島県田村市の現状報告」と題したメールが市水道局長に着信しました。その概要は以下のとおりです。（所管：水道局）

- ⇒ 東北地方太平洋沖地震被害に対するお見舞いのお礼。
- ⇒ 内陸にある田村市は水道管の破裂や下水道管及びマンホールの浮沈、老朽建物の倒壊、屋根瓦の落下、塀の倒壊、天井や壁の剥落など被害はあるものの、沿岸市町村に比べれば死者も無く少ない被害にとどまっていること。
- ⇒ 福島第一原子力発電所の事故により、一時は8,000人を越える避難者を受け入れていたこと。（現在は、集団再避難などにより500人程度まで減少）
- ⇒ 徐々に平常業務に戻りつつあること。

市民皆さんからお寄せいただいている救援物資について、4月1日から本日8日までの状況は以下のとおりです。（所管：福祉課・長寿介護課・危機管理課）

- ⇒ 件数：7件
- ⇒ 品目数：7品目823点

4月11日 県防災統括室からの支援物資の受付一時停止の通知文書に基づき、現在、市ですでに受け付けた支援物資を防災統括室へ報告しました。また、宇陀市災害支援対策本部の本部員に対してもメールでこの件について緊急報告しました。

なお、宇陀市の市民からの支援物資の受付は、混乱を防ぐため当初の予定通り、4月15日の金曜日まで実施することとしました。（所管：福祉課・長寿介護課・危機管理課）

本日が東日本大震災から1ヶ月目にあたることから、改めて犠牲となられた方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りするため、本日午後2時46分を期して、職員が1分間の黙祷を捧げました。（所管：危機管理課）

市長は、4月19日から22日までの予定で、宇陀市の危機管理行政に生かすため、宇陀市も一員となっている全国組織の『流域下水道移管対策協議会』に加入している福島県田村市と二本松市を中心に、救援物資を携えて激励と救援に関する意見交換のため訪問することが決まりました。（所管：危機管理課・秘書広報情報課）

4月12日 県建築課は、宮城県建築宅地課から国土交通省都市・地域安全課を通じて照会のあった被災宅地応急危険度判定士の第2次派遣について、派遣可能人数の調査を実施しました。（所管：都市計画課）

- ⇒ 宇陀市は事務都合上、有資格者の派遣は不可能と回答しました。

市は、4月7日に県教育委員会を通じて福島県から照会のあった東日本大震災に伴う被災児童生徒に対する支援について、県教育委員会学校支援課に対して下記のとおり支援が可能と回答しました。（所管：教育委員会学校教育課）

- ⇒ 4月12日以降で机60脚と椅子134脚が支援可能

4月13日 市は県住宅課に対して、市が所有する(旧)西谷小学校と職員研修所の2施設に、東日本大震災の被災者を受け入れることが可能であると追加報告をおこないました。(所管：危機管理課)

⇒ 県は本日付けで追加すると回答

市は、4月15日まで受け入れる市民皆さんからの救援物資を4月18日(月)午後1時～午後4時の間に県の指定する集積場所(旧志貴高校体育館)へ搬入するとして、県防災統括室へ報告しました。(所管：危機管理課)

宇陀市も一員となっている全国組織の『流域下水道移管対策協議会』に加入している福島県二本松市から、「東日本大震災における支援について」と題したメールが市水道局長に着信しました。その概要は以下のとおりです。(所管：水道局)

⇒ 東北地方太平洋沖地震被害に対するお見舞いのお礼。

⇒ 下水道の管渠・マンホール・管路敷の浮沈が20箇所程度。そのうち流水に影響するのは10箇所程度と他の市町村に比べると少ない状況であること。

⇒ 二本松市は福島第一原子力発電所から35kmから60kmの距離にあるものの放射能による土壌汚染が心配される中で、農作物の作付け時期になっていることから混乱していること。

⇒ 一時は「浜通り」と呼ばれる地域から3,000人の避難者があったこと。(現在は二次避難が始まり、1,000人程度まで減少)

⇒ 市長日程等と支援物資の希望について。

4月15日 本日の午後4時をもって市民皆さんからの救援物資の受付は終了しました。ご協力に感謝申し上げます。皆さんからお寄せいただいた救援物資は、県などを通じて被災地へ搬送されるほか、19日から市長が直接、福島県田村市、二本松市及び宮城県気仙沼市へお届けます。

⇒ 救援物資は、個人17名・企業等6団体の方々から26品目2万点以上に及ぶ無償提供をいただきました。

自治労宇陀市職員労働組合は、自治労復興支援活動として4月16日から24日まで、馬出執行委員長を被災地に派遣することを決めました。

⇒ 派遣先：岩手県宮古市(自治労奈良県本部は岩手県の被災支援を行っています。)

⇒ 支援内容：市内の2ヶ所の避難所運営支援。(日野畑村への物資輸送等を含む)

市は、市長が福島県田村市・二本松市及び宮城県気仙沼市を慰問するにあたり、行程等を報道発表しました。

市水道局は、日本水道協会奈良県支部事務局を通じて要請のあった応援給水活動に従事する職員を次の日程で派遣することを決定しました。派遣先は、岩手県陸前高田市方面の予定です。(所管：水道局)

⇒ 第12班 平成23年4月26日～平成23年5月 2日 2人

⇒ 第16班 平成23年5月12日～平成23年5月18日 2人

⇒ 第19班 平成23年5月24日～平成23年5月30日 2人

市は、国の人事院規則の一部改正をうけて、市の関係規則の改正をおこないました。

4月18日 市民皆さんからお寄せいただいた救援物資のうち、県ルートにのせる物品について、午後1時15分に危機管理課と物資担当の長寿介護課職員で、県の指定する集積場所(旧志貴高校体育館)へ搬入しました。

残りの物資は、明日（19日）から市長が直接被災地（福島県田村市・二本松市及び宮城県気仙沼市）へお届けします。

4月19日 市長と職員2名が、被災地の福島県田村市、二本松市と宮城県気仙沼市に、市民の皆さんなどから寄せられた救援物資を届け、危機管理ならびに支援に関する意見交換のため、職員の見送りを受けて午後1時30分に市役所玄関前を出発しました。

各市への救援物資等は各市と調整し、次のとおりお届けします。

⇒ 気仙沼市：食品（カップ麺・缶詰・生鮮野菜）・教材（学習ノート・教材玩具）

⇒ 田村市：食品（カップ麺・缶詰）・教材玩具

⇒ 二本松市：食品（カップ麺：缶詰）・生活用品（紙容器ほか）・医療品（消毒液）

自治労宇陀市職員労働組合は、東日本大震災の災害復興ボランティア登録の募集を開始しました。

⇒ 募集の対象者は、ボランティア休暇を取得して災害復興ボランティアに参加する意思のある職員で、職場の了解を得られる職員。（組合員・非組合員・管理職を問わない。）

4月20日 市長らは、余震の影響を避けるため、北陸自動車道から磐越自動車を経由して東北自動車の一関インターチェンジから、午前8時に気仙沼市支援物資集積配送所（気仙沼青果市場）に到着。携えていた救援物資を下ろし、午前9時から気仙沼市長の菅原 茂氏と面談して救援物資の目録をお渡しするとともに、意見交換をおこないました。

続いて午前10時半から市立病院の医師らが派遣される予定の市立小原木中学校体育館の避難所を訪問し、避難者を慰問しました。

その後、気仙沼市内の被災状況を視察し、陸前高田市と南三陸町の被災地を視察したと報告がありました。

4月21日 市長らは、午後1時過ぎに二つ目の訪問地の福島県田村市を訪れました。市長の富塚宥暲氏と面談（救援物資の目録贈呈と意見交換）の後、旧春山小学校の避難所を訪問し、救援物資を搬入するとともに、約200人の避難状況を視察したという報告がありました。

田村市へは本日午前11時30分頃に菅総理が視察に訪れ、富塚市長と懇談したそうです。

4月22日 市長らは、午前9時過ぎに最後の訪問地である福島県二本松市を訪れました。市長の三保恵一氏と面談し、救援物資目録をお渡しするとともに、意見交換をおこないました。持参した救援物資は二本松市役所に下ろしました。

午前10時頃に二本松市役所を出発して帰路につき、帰庁予定時刻は本日午後10時から23日午前0時前後になる見込みと報告がありました。

宮城県気仙沼市、福島県田村市、同じく二本松市の三つの市を訪問した市長らは、本日午後11時、無事に市役所玄関前に帰庁しました。

4月25日 明日26日から5月2日まで、日本水道協会奈良県支部の応援給水部隊第12班の一員として陸前高田市に派遣される水道局職員~~2~~6名（藤原 総務課長補佐・森岡 工務課長補佐・中嶋 総務課長補佐・岸上 浄水課長補佐・山口 下水道課長補佐・山岡 浄水課職員）に対する激励が市長室でおこなわれました。

既に職員派遣の用意があると通知していた全国市長会を通じて、**市長らが救援物資を携えて慰問した**宮城県気仙沼市から、一般行政職員の派遣要請がありました。職員の派遣はゴールデンウィーク明けになる予定ですが、市の人事課を中心に災害支援対策本部と



して、気仙沼市の担当課と職員派遣にかかる調整に入ります。

4月26日 全国市長会を通じて宮城県気仙沼市から派遣要請のあった一般行政職員について、当面は連休明けの5月8日から6月8日の1ヶ月間、概ね1週間ずつ2名1班を交代とし、6班体制で派遣することを決定しました。詳細については人事課を中心とした災害支援対策本部が気仙沼市と調整中です。

◆◆◆ 宇陀市の義援金報告 ◆◆◆ (所管：厚生保護課)

総額15,278,517円(個人：14,394,571円、義援金箱：883,946円)

※平成23年4月22日現在

ご支援・ご協力、ありがとうございます。

## 【物的支援に関して】

3月13日 奈良県緊急消防援助隊の支援品輸送隊(宇陀広域消防組合消防本部からの1名を含む)4名が支援品(食料等)を積載して1車両で被災地へ。

3月14日 県防災統括室から、災害備蓄品のうちから直ちに提供できるもののリスト及び数量調査。

⇒ 直ちに提供可能物品並びに可能数量の報告(危機管理課)

※提供可能物品リスト及び数量

- ・非常食(アルファ米) 4,500食分  
50食タイプ×40箱(2,000食分)  
個別タイプ 50食×50箱(2,500食分)  
うち1,500食分は低アレルギータイプ
- ・非常用毛布 700枚
- ・非常用糞尿処理セット 400個
- ・サージカルマスク 50,000枚
- ・長期保存水 1,330ℓ(500mlペットボトル換算で2,660本)  
2ℓペットボトル×270本  
500mlペットボトル×1,580本
- ・飲料水用袋 200個
- ・手指消毒液(1ℓポンプタイプ) 77本
- ・青タミフル 2,500錠
- ・スポーツタオル 300枚
- ・使い捨てカイロ 400個
- ・割り箸 20,000膳分(一般市民からの申し出分)

3月15日 県住宅課から、被災者の公営住宅への受け入れ(入居)可能数の調査

⇒ 営繕課から9団地14戸で受け入れ可能と回答

県建築課から、被災宅地危険度判定士の派遣可能人数に関する調査

⇒ 都市計画課から1名派遣可能と回答

県防災統括室から、支援物資の提供依頼メール到着

⇒ 要請物品：毛布及びおむつ

⇒ 提供物品：毛布700枚及びおむつ991枚を提供決定

※おむつの詳細 子供用S270枚(54枚×5袋)

M 2 5 5 枚 ( 5 1 枚 × 5 袋 )  
L 2 1 0 枚 ( 4 2 枚 × 5 袋 )  
大人用 M 1 1 2 枚 ( 2 8 枚 × 4 袋 )  
L 1 4 4 枚 ( 2 4 枚 × 6 袋 )

⇒ 集積日と集積場所： 3 月 1 6 日 午後 1 時 ~ 1 7 日 午後 1 時  
旧耳成高校

3 月 1 6 日 県防災統括室からの指示により、旧耳成高校への物資搬入は延期。加えて追加物品提供の要請。ただし、搬送先にあつては県の指示待ち。(オムツとスポーツドリンクの追加提供については、県防災統括室へ報告済み)

⇒ 追加要請物品：非常食及び長期保存水

⇒ 追加提供物品：非常食 4, 5 0 0 食及び長期保存水 1, 3 3 0 本

※保存水内訳： 2 本入りボトル 2 7 0 本

5 0 0 ml ボトル 1, 5 8 0 本

マラソン実行委員会から提供のあったスポーツドリンク

※アクエリアス 2 5 0 ml 缶 3 0 本入 × 5 7 ケース

県防災統括室からの指示。提供を依頼した救援物資については、旧耳成高校体育館へ搬入すること。

⇒ 搬入は 1 6 日 1 5 時 ~ 1 7 時までの間と、1 7 日 9 時 3 0 分 ~ 1 7 時の間に行なうことという指示。

県が市町村、民間（個人を除く）から無償で提供される救援物資の受付について、下記のとおり受付を開始。→ うだちゃん 1 1 並びにホームページへ掲示予定

⇒ 期間：平成 2 3 年 3 月 1 7 日（木）から当分の間

⇒ 受付時間：午前 9 時から午後 9 時まで（土・日・祝日も受付）

⇒ 窓口：奈良県庁内（奈良県東北地方太平洋沖地震支援連絡会事務局）  
0 7 4 2 - 2 7 - 8 4 3 4

⇒ 方法：事前に提供物品と数量を窓口申し出て、その指示に従うもの

⇒ 品目：食料（生もの・賞味期限の短いものを除く）、水、各種生活用品

⇒ 集積場所：旧県立奈良工業高校（奈良市） = 福島県・茨城県行き

旧県立志貴高校（田原本町） = 宮城県行き

旧県立御所東高校（御所市） = 岩手県行き

⇒ 集積場所へ直接、物品を持ち込むことは不可

県が県営住宅への東北地方太平洋沖地震の被災者受入を開始すると共に、市町村公営住宅の入居可能数を下記のとおり公表。（所管：県土木部まちづくり推進局住宅課）

⇒ 県営住宅：1 4 団地 1 0 0 戸（H23. 3. 16 から）

※即時入居可 3 5 戸・3 月末入居 5 4 戸・4 月末入居 1 1 戸

※家賃・敷き金ともに免除

市町村公営住宅：1 5 市町村 5 6 戸（H23. 3. 15 から）

※家賃・敷き金ともに原則免除（詳細は各市町村にて）

※斡旋は県住宅課でおこなう。

3 月 1 7 日 内閣（枝野官房長官）は、救援物資の窓口を各都道府県とすると発表。

県は、救援物資の受け付けをおこなうことについて、明日（1 8 日）午後から各市町村防災担当課長を集め、説明会を開催すると通知。

県住宅課が、東北地方太平洋沖地震被災者に係る第 2 次市町村公営住宅等提供可能戸数

を公表。

⇒ 18市町村104戸（第1次公表分を含む）

- 3月18日 県が支援物資の受付について、その方針を市町村に公表。個人からの支援物資についてはお断りする。ただし、単一物品を一定量にまとめていただければ受け付けると。また受付期間は、現在のところ1ヶ月程度となる見込みと。（各市町村防災担当課長会議）

奈良県消防協会長名で「平成23年（2011年）東日本大震災にかかる義援金の募集について」と題した文書到着。（所管：宇陀市消防団）

※奈良県消防協会から日本赤十字社へ

- 3月19日 奈良県の救援物資について、自衛隊による搬送が開始された。旧志貴高校に集積された物資を自衛隊車両（2.5t車）2台（自衛隊員8名）により、航空自衛隊小牧基地に搬送し、小牧基地から航空自衛隊航空機により宮城県へ物資を空輸。

- 3月21日 県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公表した。

⇒ 提供申出累計：418件

⇒ 受入累計：77件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたもの。）

⇒ 調整件数：51件（被災県と受入について調整中）

⇒ その他（提供数量が少量等のため受入をお断りした）累計：290件

※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品。

- 3月22日 県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公表した。

⇒ 提供申出累計：506件

⇒ 受入累計：88件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたもの。）

⇒ 調整件数：69件（被災県と受入について調整中）

⇒ その他（提供数量が少量等のため受入をお断りした）累計：349件

※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品

県は、経済産業省から要請を受けた支援物品（葬祭資材）について、奈良県葬祭業協同組合等を通じて協力を求め、3月20日に旧志貴高校から発送した。輸送手段のトラックは、経済産業省が手配した。

県は、東北地方太平洋沖地震の被災地の集団一時移転を想定して、県内各市町村に対して応急仮設住宅用地の確保とその詳細等について調査を実施。（所管：危機管理課ほか）

- 3月23日 県の消費・生活安全課と桜井保健所は、県下（宇陀市内）旅館ホテル業者に対して、主として高齢者、妊婦、乳幼児等の受入が可能か。可能ならばどれくらいの人数かの調査を実施した。また借上げの主な基準は次のとおり。

⇒ 借上げ単価：5,000円（1日1人あたり）

⇒ 借上げの期間：概ね六ヶ月で、半月単位の更新

⇒ 業者の責務：避難所として適当な宿泊サービス、食事（3度）等の提供

⇒ 借上げの開始：被災県から奈良県に受入協力依頼があったときから

県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公

表した。

- ⇒ 提供申出累計：580件
- ⇒ 受入累計：91件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたものの。）
- ⇒ 調整件数：92件（被災県と受入について調整中）
- ⇒ 提供数量が少量等のため受入をお断りした累計：397件  
※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品

3月24日 16時現在で、県営住宅及び市町村営住宅の提供戸数161戸に16戸の入居内定があった。（奈良県の対応等【第24報】から転載）

- ⇒ 県営住宅：入居可能数100戸 うち12戸入居内定
- ⇒ 市町村営住宅（20市町村）：入居可能数61戸 うち4戸入居内定

3月30日 県は、受付を行なった民間救援物資を(社)奈良県トラック協会の応援を得て10t車2台で宮城県石巻市へ搬送した。

- ⇒ 搬送物品：食料品（水・缶詰・菓子等）、衣料品（靴下・下着・衣類等）、生活用品（オムツ・生理用品・石鹸等）

3月31日 県は、受付を行なった民間救援物資を(社)奈良県トラック協会の応援を得て10t車1台で茨城県庁へ4月1日の朝から搬送すると発表。

- ⇒ 搬送物品：食料品（水・カップ麺・フリーズドライ等）、生活用品（紙皿・プラスチック皿等）、土嚢袋

4月 1日 (財)奈良県消防協会より、東北地方太平洋沖地震による被災地消防団への提供可能な消防車両等の調査に関する文書到着。（所管：危機管理課）

県防災統括室から、東北地方太平洋沖地震による被災地域の小学校等への学用品等提供に関する意向調査の文書到着。市としては協力する方向で検討する。（所管：危機管理課・教育委員会事務局）

- ⇒ 県の予定としては、4月11日頃から募集予定。
- ⇒ 市町村は、当該広報と取りまとめ及び集積場所への搬入を担う。

4月 4日 4月1日に(財)奈良県消防協会から照会のあった、提供可能な消防車両等の調査について、榛原第2分団第4部が保有し、本年4月に車検切れとなる小型動力ポンプ積載車（昭和56年10月登録）を報告することに決した。（所管：危機管理課・宇陀市消防団）

4月 5日 被災地域の小学校等への学用品等の提供については、宇陀市としては積極的に取り組む方針として回答したが、奈良県としては取り組まない旨の文書が到着したため、当該取組については見合わせることにした。（所管：危機管理課・教育委員会）

4月 6日 被災地へ提供可能な消防車両等について、榛原第2分団第4部保有の小型動力ポンプ付積載車に加えて、菟田野第4分団第2部保有の積載車を提供することに決した。（所管：危機管理課・宇陀市消防団）

県消防救急課長から、総務省消防庁から貸与を受けている救助資機材搭載型車両（宇陀市消防団救助工作車）を、東日本大震災で被害のあった岩手県、宮城県、福島県の沿岸部消防団へ一時的に移し替えることについて、可能か否かの調査文書到着。

- ⇒ 救急車は既に、宇陀市消防団車両として組織に組み込んで活用しているため、一時的にせよ、移し替えは不可能な状態である。
- ⇒ その代替として、消防車両2台（積載車）を無償譲渡する。

4月 7日 福島県教育委員会から奈良県教育委員会学校支援課を通じて、市教育委員会へ「東日本大震災に伴う被災児童生徒に対する支援について（依頼）」の文書到着。（所管：教育委員会学校教育課）

⇒ 小中学生が教室で使用する机及び椅子の支援要請

⇒ 机、椅子の発送は県がまとめて行なうが、県内集約場所までは市町村で搬入いただきたい。

文部科学省から奈良県教育委員会学校支援課を通じて、市教育委員会へ「被災者受入れ可能廃校施設一覧の提出について（依頼）」の文書到着。（所管：教育委員会教育総務課・危機管理課）

⇒ 所管の教育総務課から、旧西谷小学校を報告の予定。（直接、文部科学省へ）

⇒ 危機管理課は、県住宅課へ収容施設の追加報告時に、教育総務課から文部科学省へ報告済みであることを添え書きすることとする。

国土交通省住宅局住宅総合整備課から県土木部まちづくり推進局長を通じて、東北地方太平洋沖地震の被災避難者に対する公営住宅等の入居の取扱いについての文書到着。

（所管：営繕課）

⇒ 福島県からの被災避難者について、公営住宅等の入居決定については、運転免許証等の住所等から被災避難者であることが確認できれば、被災証明書が交付されているものとして対応するなど、可能な限り柔軟な対応を求める。

4月 8日 県は、受付を行なった民間救援物資を(社)奈良県トラック協会の応援を得て10t車2台で宮城県気仙沼市と10t車1台で宮城県石巻市へ、旧県立志貴高校から順次搬送すると発表。

⇒ 搬送物品：食料品（水・お菓子・缶詰等）、生活用品（靴下・肌着等）

⇒ 輸送協力は、田原本町社会福祉協議会の登録ボランティア

4月11日 県は、全国知事会からの支援物資の受入れ一時停止の通知に基づき、現在、県がおこなっている支援物資の受付を4月11日（本日）から一時停止すると発表。

⇒ 既に市町村で受け付けている支援物資については、一旦、県で保管するので4月11日16時までに県防災統括室へ報告を求められた。（所管：危機管理課）

（財）奈良県消防協会は、県内各支部から送金を受けた義援金額が1,792,200円となり、県協会分を加算して1,800,000円の義援金として（財）日本消防協会の義援金口座へ振り込んだと、各支部長に報告。（所管：宇陀市消防団）

4月13日 県防災統括室は、救援物資の受入れを一時停止したことに伴い、既に市町村が住民等から受け付けた救援物資の搬入について、下記のとおりとする旨通知し、搬入希望日を指定様式で報告するよう指示。（所管：危機管理課）

⇒ 搬入場所：旧志貴高校体育館

⇒ 搬入日時：4月15日（金）13:00～17:00

4月18日（月）10:30～12:00

4月18日（月）13:00～16:00

4月18日 県は(社)奈良県トラック協会と社会福祉法人田原本町社会福祉協議会の協力を得て、旧志貴高校体育館から食品（飲料・缶詰・そうめんなど）と生活用品（サンダル・下着・シャンプーなど）を10tトラック1台で宮城県石巻市へ搬出しました。

◆◆◆ 東北地方太平洋沖地震にかかる奈良県の民間物資の受入状況について ◆◆◆

奈良県の東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況は下記のとおり。

- ⇒ 提供申出累計：902件
- ⇒ 被災地との調整済み累計：195件
- ⇒ 被災地と調整後、取消となった累計：6件
- ⇒ 調整中の件数：18件
- ⇒ 被災地と調整中に取消となった累計：72件
- ⇒ 受け入れをお断りした累計：611件

平成23年4月15日現在

※県の救援物資の受入れは、4月11日から一時停止しています。

◆◆◆ 東北地方太平洋沖地震にかかる奈良県の住宅提供状況について ◆◆◆

奈良県の東北地方太平洋沖地震にかかる住宅提供状況は下記のとおり。

- ⇒ 県営住宅：入居可能予定戸数100戸 内) 入居決定13戸
- ⇒ 市町村営住宅：64戸 (21市町村) 内) 入居決定4戸

※平成23年4月15日 16:00現在

## 【人的支援に関して】

3月12日 奈良県緊急消防援助隊の一員として、宇陀広域消防組合から消防隊1隊(5名)・救急隊1隊(3名)の計2隊8名が被災地へ向け出発。(衛星携帯電話3台貸与)  
⇒ 14日から宮城県内(山元町)で活動

3月14日 奈良県下水道課から、一次調査派遣可能人数調査  
⇒ 要請により1~2名派遣予定

(社)全国都市清掃会議から、派遣可能人員並びに機材等の調査  
⇒ 環境対策課にて対応中

奈良県廃棄物対策課から、派遣可能人員並びにパッカー車等の派遣可能調査  
⇒ 環境対策課にて人員1名、パッカー車1台を1週間程度派遣可能と回答

日赤奈良支部から、義援金に関する通知文書到着

3月15日 宇陀広域消防組合から、消防隊と救急隊の交代要員計8名が被災地に向けて出発。

(社)奈良県歯科医師会から、人的支援及び医療器具、口腔ケア、金銭的支援についての  
お願い文書到着

県医療政策部規格管理室から、医療救護班の派遣準備についての文書到着  
⇒ 上記2件 健康増進課で所管

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について  
の文書到着

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受け入れ調査についての文書到着  
⇒ 上記2件 さんとぴあ榛原 で所管

3月16日 宇陀市立病院へ(社)奈良県病院協会から東北地方太平洋沖地震に関する医療支援体制の  
確保についての文書到着。

⇒ 市立病院から整形外科医1名・看護師3名・事務職1名を派遣可能と回答するとともに、被災地から人工透析患者5床と重症患者2床の受け入れ可能と回答。但し、症状によっては受け入れできない旨を付記。

公立病院所管課に対し、奈良県知事名により東北地方太平洋沖地震にかかる医療救護班の派遣についての依頼文書到着（宇陀市立病院で検討中）

⇒ 派遣先は宮城県（宮城県知事の要請による。）  
⇒ 各病院から1班4名により5日間の輪番制

第2次奈良県緊急援助隊は、宮城県山元町内で活動

⇒ 宇陀広域消防隊は、0時30分から火災出動。救急隊は出動3回。

3月17日 宇陀広域消防組合から、消防隊と救急隊の第2次交代要員（第3次隊）8名と資材搬送1名の合計9名が被災地に向けて出発。

3月18日 第3次奈良県緊急消防援助隊が宮城県山元町に到着。

3月16日に市立病院から回答した被災地からの患者受け入れを、諸般の事情により透析患者5床を0床に、また重症患者2床を1床に訂正回答。加えて、災害支援にかかる医療関係の窓口を一本化するよう県に対して要請。（所管：市立病院）

さんとびあ榛原、派遣要請に基づき施設等介護職員1名の派遣を検討中。また、施設への緊急受け入れ人員を1名と回答。

3月19日 第3次奈良県緊急消防援助隊は、宮城県山元町の太平洋岸津波被害地域の検索活動を実施。

奈良県警察は、警備部隊29名（機動隊6名、管区機動隊23名）を東北地方に派遣を決定。派遣期間は3月21日から25日までの予定。

3月20日 15日と16日に出発した奈良県と市町村（奈良市・生駒市・橿原市・香芝市・桜井市・天理市・大和郡山市・大和高田市・広陵町）の応急給水支援隊は17日以降、岩手県陸前高田市、同大船渡市を中心に給水活動を展開。  
給水車11台、指揮車2台、人員27名。現地の状況により、給水車は漸次削減の予定。

3月21日 第3次奈良県緊急消防援助隊は、9時頃に現地を離れ、22日未明に奈良市へ帰還予定。これをもって奈良県緊急消防援助隊の活動は終了。

※宇陀広域消防組合の派遣活動人員等（延べ数）

消防隊：消防車3台 人員15名

救急隊：救急車3台 人員9名

後方支援：搬送車1台 人員2名

3月22日 県医療政策部保健予防課は、厚生労働省からの要請により、追加の保健師派遣について各市町村の協力を求める。

派遣の期間は4月から5月中の5泊6日程度で、奈良県として保健師6名3チームの派遣を計画。

3月23日 県くらし創造部協働推進課は、~~県内でのボランティア活動の一つとして、同課が運用する「ボランティア登録制度」に奈良県内への避難者のサポートを登録すれば、その情報を避難者に周知することとした。~~（所管：宇陀市社会福祉協議会）

(社)全国都市清掃会議采配対策本部から会員に対して、先に14日に回答した人員1名とパッカー車1台について、支援が決定した場合は、同会議災害対策本部へ連絡するようとの確認文書到着。(所管：環境対策課)

県協働推進課は、ホームステイボランティアを募集している。(詳細は、奈良県ホームページから検索してください。)

⇒ 児童・生徒(小学生、中学生、高校生、特別支援学校生)のホームステイ受入

3月28日 23日に提供したボランティアに関する情報(取り消し線で削除した箇所)について、訂正のメール着信。  
正しい内容は、ボランティア活動を「やりたい人」は、ボランティア登録制度で登録すれば、登録に合致する募集があった場合システム管理者から連絡がある。

東北地方太平洋沖地震の受入被災者への生活支援に関する説明会を開催するという文書到着。(厚生保護課1名、危機管理課1名が出席)

⇒ 日時：平成23年3月31日(木) 午前10時～

⇒ 場所：奈良県婦人会館 3階 研修室大ホール

⇒ 出席者：健康福祉部長にメールを転送し、出席者を選任してくれるよう依頼した。

総務省自治行政局公務員部長から県地域振興部長を通じ、市町村から人的支援を行なった場合は県市町村課へ連絡するようという文書到着。(所管：人事課)

3月30日 派遣準備要請のあった被災宅地応急危険度判定士については、関東区域の人員派遣により終了したため、派遣準備要請は取り下げとなった。(所管：都市計画課)

県保健予防課は、4月1日から宮城県へ派遣される保健師を集めて、調整会議を開催。

3月31日 全国市長会から市人事課に宛てて、東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣についての文書到着。(所管：人事課・秘書広報情報課・危機管理課)

⇒ 被災市町村ごとに要望する職種と人数、期間(短期、中・長期)が明記されている。

⇒ 要望のある自治体は東北5県44自治体(県庁を含む)。要望人員は550名。

県地域保健課は、東北地方太平洋沖地震の受入れ被災者への生活支援に関する説明会を開催した。(宇陀市から危機管理課と厚生保護課からそれぞれ職員1名が出席)

4月 1日 奈良県保健師チームの一員として宇陀市の保健師2名を宮城県気仙沼市へ派遣。

4月 6日 奈良県保健師チームの一員として宮城県気仙沼市へ派遣されていた、宇陀市の保健師2名が帰庁。

4月 7日 奈良県医療救護班の一員として、市立病院の医師ら4名が宮城県気仙沼市へ派遣されることが決定した。

4月11日 県は、4月11日(月)から30日(土)まで県保健師等を福島県相馬市に派遣すると発表。

⇒ 1グループを2人体制とし、5泊6日の交代で支援を行う予定



県は、東日本大震災にかかる市町村の取組み状況について各市町村の防災担当課長宛に送信するとともに、県ホームページに掲載。

- 4月13日 日本水道協会奈良県支部事務局は、3月18日から実施している岩手県陸前高田市での応援給水活動について、今後、当該活動が長期化することが予想されることから、宇陀市水道局に対して派遣可能職員数の照会を実施。

全国市長会から、東北地方太平洋沖地震にかかる被災市町村に対する人的支援のための職員派遣について、被災市町村の要請（673名）を大幅に上回る約2,000名の派遣可能の回答を頂いたことに対するお礼の文書到着。（所管：秘書広報情報課・危機管理課）

- 4月14日 県は、総務部人事課と総務課からそれぞれ1名ずつ、計2名の職員を4月14日から28日までと5月12日までの間、宮城県に派遣する。最終的には8月13日まで常時2名を1ヶ月交替で派遣できる体制を構築した。

国の人事院は、東日本大震災の支援に限って、自治体職員がボランティア休暇を取得して災害ボランティアとして被災地支援に赴く場合、平成23年12月31日までの間は休暇日数を5日間から7日間とする規則改正をおこなった。（所管：人事課）

- 4月15日 日本水道協会奈良県支部事務局から照会のあった職員派遣要請に、6名の派遣が可能と回答。（所管：水道局）

国土交通省都市・地域整備局都市計画課長並びに市街地整備課長から県地域デザイン推進課を通じて、東日本大震災で被災した市町村の市街地復興に係る人的支援の意向調査文書到着。（所管：都市計画課）

- 4月19日 県は、4月18日から4週間、土木部まちづくり推進局建築課の職員1名を応急仮設住宅建設の支援職員として派遣した。

- 4月22日 全国市長会から、「東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣の調整状況について（中間報告）」の文書到着。

⇒ 被災市町村の要請する人員（673名）に対して、全国町村会分を含めると約2,500人を超える状況となっている。被災県等の諸事情や派遣申し出数の状況から、全体調整に今しばらくの時間を要する見込み。派遣をお願いする場合は、被災県・被災市町村から連絡がなされることとなる。とのこと。（所管：秘書広報情報課・危機管理課・人事課）

## 【その他の支援に関して】

- 3月15日 奈良県地域振興部長から、平成23東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等についての文書到着

- 3月16日 J A奈良県の支援に関する動向（J Aならけん桜井統括支店 古川氏）  
⇒ 各支店に義援金募金箱を設置。4月30日頃に一旦集計をおこない、農協中央会を通じて被災地に送金予定。物的支援については、今のところ指示はない。

全国市長会が東北地方太平洋沖地震「緊急災害支援掲示板」を開設し、支援要請市と応援申出市を橋渡しするホームページを設置。これにより具体的支援を必要とする市に、必要な支援を実施することが可能となる。

3月17日 県消費・生活安全課から「平成23年東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた遺体の県下市町村等の火葬体制の事前調査についての文書到着

⇒ 最大 1日あたり1体火葬可能と回答（所管：環境対策課）

3月18日 東北地方太平洋沖地震の被災者について、介護保険の被保険者証の提示がなくても市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者へ直接支払うことができることとなった旨の通知到着。

ただし、紛失・消失の場合にあつては、速やかに再交付申請を行なうよう指導するようにとのこと。（所管：長寿介護課）

県景観・環境局廃棄物対策課長から、平成23年東北地方太平洋沖地震の応急活動（災害廃棄物の迅速かつ適正な処理）に関して特段の配慮を求める文書到着（所管：環境対策課）

宮城県警察からの情報。犠牲者の所持品等から推察される氏名等事項一覧、また「行方不明者相談ダイヤル」に寄せられた地震後に連絡のつかない方々の一覧をホームページに掲載中とのこと。

総務省消防庁から県防災統括室を通じて、【安否情報システム】を東北地方太平洋沖地震災害で活用することについてのメール到着。

県消防救急課から、東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の注意点についての文書到着。（所管：危機管理課）

東北地方太平洋沖地震の現地支援に関する情報として、公用車等で現地に支援に向かう場合は、東北地方には積雪もあるため、スタッドレスタイヤなどの冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行が必要である旨の注意喚起を促す文書到着。

県は、被災した生徒等の奈良県での就学機会の確保について、次のように取り扱うことを決定した。

⇒ 県立高校の入学者選抜において弾力的な取り扱いを行なう。

⇒ 転学において弾力的な取り扱いを行なう。

⇒ 相談窓口を設置する。

3月22日 県は、東北地方太平洋沖地震に関する奈良県の対応を下記概要のとおり発表。（平成23年3月22日付け報道資料参照）

⇒ 被災者の受入については、21日現在で県営住宅で11戸、市町村公営住宅で2戸の入居が決定。国等から要請があれば、次の基本的な考え方により積極的に受け入れる。

①一つのまとまった単位（例：避難所単位）で受け入れる。

②宿泊施設での受入。当面は震災発災から6ヶ月程度。

⇒ 被災地においては、行政機能自体が被害を受け、その機能が失われているところもある。今後、行政事務の支援要請も想定され、速やかな派遣ができるよう準備を進める。

⇒ 災害ボランティアについては、地元の受け入れ体制が整った段階で、ホームページ等で案内する。

- ・「奈良ボランティアネット」での案内
- ・電話での問い合わせ：県協働推進課 0742-27-8715  
奈良県社会福祉協議会 0744-29-0100

全国市長会は、地震災害対策に関する今後の具体的な取り組みを取りまとめ、全国市長会としての支援の方針を発表した。

- 3月24日 東北地方太平洋沖地震発生にかかる交通規制の解除及び高速道路の通行についての文書到着。(所管：危機管理課)
- ⇒ 三陸自動車道の一部区間と道路の損壊等による通行止め区間を除き、交通規制が全面解除され、併せて緊急通行車両確認標章の交付が中止された。
  - ⇒ 高速道路について、条件に該当する車両は引き続き通行料金の無料取扱は継続されるが、当該条件を十分確認のうえ通行すること。
- 3月25日 奈良県危機管理監から、岩手県総務部総合防災室長からの依頼文書により、東北地方太平洋沖地震に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについての文書到着。
- ⇒ 車両証明書の使用期間は、平成23年3月24日～同年9月10日まで
  - ⇒ 東日本高速道路(株)管内の高速道路サービスエリア等のガソリンスタンド17箇所が使用不能となっている。
  - ⇒ 災害救助従事車両が高速道路通行料免除の取扱いを受けるためには、料金所で「災害派遣等従事車両証明書」の提示が必要である。
  - ⇒ 「災害派遣等従事車両証明書」は、派遣元の各市町村で発行する必要がある。
  - ⇒ 「災害派遣等従事車両証明書」は、災害救助従事車両ごと、通行1回あたり1枚必要である。(往復の場合は2枚必要であるが、コピーは不可)
- 3月28日 厚生労働省社会・援護局総務課長から、県健康福祉部地域福祉課長を通じ「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」の文書到着。
- ⇒ 主たる内容は、財務・住宅・炊出しの給与・被災都道府県と非被災都道府県の連携について(関係所管：財政課・営繕課・危機管理課)
- 3月29日 国の平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部ほかから県防災統括室を通じて、東北地方太平洋沖地震等に伴う福島県からの避難者の罹災証明について、柔軟に取り扱ってくれるようにとの文書到着。(所管：危機管理課・営繕課)
- 4月6日 県産業・雇用振興部長から、東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対して受注機会の増大を図るとともに、平成22年度内の契約履行が困難となった契約に対して、特段の配慮を図るようという文書到着。(所管：商工観光課)
- 4月7日 県健康福祉部長から、「東北地方太平洋沖地震被災者に対する支援について(依頼)」の文書到着。
- ⇒ 転入した被災者に対する相談援助について、対象者の状況等を勘案のうえ対応されるようという要請
- 4月8日 総務省地域創造グループ地域政策課から県地域振興部市町村振興課を通じて、「福島県双葉郡支援センター」(コールセンター)の設置に関する周知広報に係る依頼文書到着。(所管：危機管理課)
- ⇒ 詳細はホームページへ掲載予定(※4月8日から掲載済み)
- 4月11日 消防庁総務課長は、各都道府県の消防・防災主管課長に対して、本日が東日本大震災から1ヶ月目にあたることから、改めて犠牲となられた方々に対して哀悼の意を表し、ご

冥福をお祈りするため、本日午後 2 時 46 分を期して、全職員が 1 分間の黙祷を捧げると通知。これを受けた県防災統括室は、各市町村の消防・防災主管課長にその旨を通知した。(所管：危機管理課)

- 4月12日 総務省自治行政局長から県市町村振興課を通じて「避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について」の文書到着。(所管：市民課)  
⇒ 避難元市町村または避難元県からその区域外に避難した住民の避難先の住所等の情報提供を求めるネットワークシステムを構築する。
- 4月18日 内閣府の緊急災害対策本部は「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について」の最新詳細情報をホームページに掲載した。
- 4月22日 奈良青年司法書士会から「奈良県に避難された被災者に対する支援の協力申入れ」と題した文書及び「東北地方太平洋沖地震の被災者支援に関する声明」とリーフレットが持参され、今般の東日本大震災において被災されて奈良県内の公営住宅等に避難された方々に対して、奈良青年司法書士会という有志団体に属する司法書士が、無料で相談に応じるという申入れがあった。(所管：危機管理課)

内閣府被災者生活支援特別対策本部事務局から県防災統括室を通じて、「被災者生活支援に関する各種情報の提供について」に文書到着。(所管：危機管理課)

⇒ 内閣府の事務局において、被災者等の状況、インフラ等の被害・復旧状況等の生活支援に係る状況・取組みなどを取りまとめた。詳細は次のページで公表しているので必要に応じて参照されたい。

<http://www.cao.go.jp/shien/index.html> (リンクフリー)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)は、県防災統括室を通じて「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」の文書を発出し、簡便な調査方法を示した。(所管：危機管理課・都市計画課・建設課・営繕課)

県健康福祉部地域福祉課長は、厚生労働省からの「東日本大震災による社会福祉施設等に対する介護職員の派遣に係る費用の取扱いについて」の文書を受けて、その内容を県内各市町村の災害救助担当部局に通知する文書を発し、人件費や旅費の取扱いを周知した。(所管：長寿介護課)

- 4月25日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)は、「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化について」の文書を発出し、被災者生活再建支援金制度の概要をまとめ、自治体職員が被災地において当該事務に従事することを想定して参考のため通知した。  
また同様に、「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」の文書を発出し、被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化について示し、自治体職員が被災地において当該事務に従事することを想定して参考のため通知した。

## 【原発事故にかかる放射線量に関して】

3月23日以降

奈良県内での放射線量は、過去（平成19～21年）の奈良県の平常値（0.046～0.08マイクローシーベルト毎時）の範囲内です。

また、定時降下物及び上水にあっても放射性ヨウ素131及び放射性セシウム137ともに検出されていません。（奈良市大森町 奈良県保健環境研究センターで測定）

※この項目は、異常値が確認された場合のみ更新し、情報を提供します。

※文部科学省のホームページ、または奈良県のホームページから検索が可能です。

4月12日 県は、福島第一原子力発電所における放射性物質漏洩事故の発生に伴い、水道水（浄水）の放射能測定をおこなっています。市町村水道も3月30日から、表流水（ダム・湖水を含む）を水源としている場合、検査を希望した事業者の測定をおこなってきました。

4月8日に宇陀市が一巡目の検査順番となったことから、桜牧浄水場の測定がおこなわれましたが、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質は検出されませんでした。今後、2順目以降で他の簡易水道の検査も依頼する予定です。（所管：水道局）

※赤色の部分が更新箇所です。